

安全輸送緊急決議

先般、死者 15 人を出す誠に悲惨な軽井沢スキーバス事故が発生した。また、これ以外にも、本年に入って、重大事故に繋がりがねない事故が相次いで発生している。

このため、われわれバス事業者は、各自の営む事業を再点検し、安全・安心がすべてに優先するとの決意をもって、事業用自動車の運行の安全のため、業界を挙げて下記の事項に緊急に取り組む。

記

1. 客席にシートベルトの装備があるバス車両の運行に当たっては、バス出発時に、サービスエリア等での休憩後も含め、乗客へのシートベルトの着用案内を徹底する。その際、運転者の見回りによる乗客のシートベルト着用状況のチェック、着用を促すための案内表示の明確化や映像案内等を推進する。
2. 運転する車両や運行ルートに応じ、運転者の運転技量の確認や運転訓練を行うとともに、運転者の事故歴や適性診断の結果に基づいた効果的な個別指導を行う。また、高齢運転者に対しては夜間運行や宿泊を伴う運行は避ける等の乗務基準を設け、安全運行に徹する。
3. 貸切バスにおいては、旅行業者との調整の下、より安全な運行ルートを選定する。また、点呼において、運行ルート中の危険箇所や注意を要する事項等について、運転者に的確かつ具体的に指示を行う。
4. 医師等と連携して、国土交通省が作成した「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」を確実に執行する。また、睡眠時無呼吸症候群、脳疾患、心疾患等で医師により要治療と診断された運転者については、逐次治療の状況を把握するとともに、運行に支障がある場合には、これが解消されるまでは乗務を見合わせることを徹底する。
5. 運輸安全マネジメントを徹底するとともに、社内監査等により法令の遵守を徹底する。

以上、決議する。

平成 28 年 2 月 10 日

安全輸送委員会